

被相続人の死亡（相続開始）

遺言書の有無の確認

自筆証書遺言の場合、家庭裁判所の検認を受けた後に開封します。

相続人の確認

被相続人と相続人の戸籍を取得します。
被相続人は、原則、出生から死亡までが判る戸籍が必要です。

遺産の概要の把握

被相続人の財産と債務の概要を把握します。
財産よりも債務が大きい場合には、相続の放棄を検討します。

相続の放棄

家庭裁判所に申述します。

所得税の申告と納付

被相続人の住所の所轄税務署に申告書を提出し、納税をします。

遺産の把握と評価

被相続人の財産と債務をもれなく把握し、評価を行います。
生命保険金などの「みなし相続財産」や
「死亡した日前3年以内の生前贈与」も把握します。

遺産分割協議

相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成します。
遺産分割協議書には実印を押印します。
相続人全員の印鑑証明書や住民票が必要となります。

相続税の計算

納税資金の準備、延納または物納の検討をします。

相続税の申告と納付

被相続人の住所の所轄税務署に申告書を提出し、納税をします。

遺産の名義変更

不動産の相続登記や預貯金、有価証券などの名義書換をします。

3
カ
月
以
内

4
カ
月
以
内

10
カ
月
以
内